

編集委員会 細則

第1条（趣旨）

本細則は、日本陸水物理学会会則（以下「会則」という）第3条および第17条に基づき、会誌の編集に関して必要な事項を定める。

第2条（陸水物理学会誌）

日本陸水学会の会誌は、「陸水物理学会誌」（英文名：Journal of the Japanese Society of Physical Hydrology）と称し、広く陸水学に関する原著論文、短報、報告、総説、その他を掲載する。

2 「陸水物理学会誌」の発行回数は年1回とする。

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて特別号を発行することができる。

第3条（編集委員会）

会誌編集のために編集委員長、編集委員からなる会誌編集委員会をおく。

第4条（委員の任命）

編集委員長の任命と任期については、会則第12条に定めるところによる。

2 編集委員の任命と任期については、会則第16条の定めるところによる。

3 編集委員長は、以下の場合に臨時の編集委員を任命することができる。臨時編集委員の任命については、前項によらないものとする。

一 編集委員では、投稿論文の分野に対応する専門性が保証できないと判断されるとき。

二 別冊特別号および特集の編集等において特定分野の論文が集中し、編集委員だけでは作業が円滑に行えないと判断されたとき。

第5条（編集委員長の任務）

編集委員長は、次の業務を行う。

一 編集委員会の招集。

二 運営委員会および総会での編集活動報告。

三 投稿原稿の受付に関する手続き。

四 投稿原稿を校閲するための担当編集委員の指名。

五 投稿原稿の校閲状況に関する進行管理。

六 担当編集委員からの校閲結果に基づく掲載可否の最終判断。

七 特集など企画の実施についての判断。

八 会誌掲載記事の転載に関する許諾。

九 その他編集に関する事項。

第6条（編集委員の任務）

編集委員は、投稿原稿を閲読するとともに、複数の専門家に原稿の校閲・審査を依頼する。校閲結果に基づき、原稿の採否を検討し、その結果を著者および委員長に報告する。

第7条（会議の開催）

編集委員長は、年1回以上対面による編集委員会を開催し、編集方針や活動に関する事項を編集委員と協議し、その結果を運営委員会および総会に報告しなければならない。

2 2回以上の会議の開催については、通信手段による会議で代用できる。

第8条（会誌の構成）

「陸水物理学会誌」は、投稿による原著論文、短報、報告、総説、その他で構成される。

第9条（報文）

報文は、陸水およびそれと密接な関連分野の原著論文、短報、報告、総説とする。それぞれの詳細は、次の各号のとおりとする。

- 一 原著論文：独創性・新規性の高い研究の論文で、価値ある結論あるいは事実を含む未発表のもの。
- 二 総説：全体として一つのまとまった研究主題が展開されている未発表のもの。
- 三 短報：新しい事実や価値ある内容を端的に含むもの、あるいは速報的内容として価値のあるデータを含む、未発表の比較的短い論文。
- 四 報告：陸水学的に価値のある研究手法・観測手法・実験結果・研究発表などの紹介を含む未発表のものとする。

第10条（特集および特別号）

特定のテーマによる「特集」を組むときは、特集を構成する投稿の種別は、原則として前条に従う。特別号を作成するときも、構成する投稿の種別は、原則として前条に従う。

第11条（言語）

投稿原稿で使用する言語は、日本語と英語のどちらも可能とし、日本語の場合は英文タイトル、英文アブストラクトをつける。また、図表中の言語は英語とし、日本語の原稿では、図表の説明は日本語と英語の併記とする。英語については、著者は投稿前に専門家の校閲を受けておくことが望ましい。

2 特別号の使用言語も原則として日本語と英語のどちらも可能とする。

第12条（投稿）

投稿資格は、著者に会員が含まれていれば可とする。第一著者が会員でない場合は、連絡著者が会員であることが望ましい。投稿にあたって、著者は別に定める投稿規定および執筆要領に従わなければならない。

第13条（受付）

投稿された原稿の受付の可否の判断は、編集委員長が行う。受付可と判断された場合には、編集委員長は、所定の書式により著者にその旨を通知する。

第14条（校閲）

原著、総説、短報、報告については、編集委員長が担当編集委員を指名し、校閲作業を進める。

2 原稿の校閲は、複数の専門家に依頼する。校閲の結果、内容に問題があると判断された場合には、担当編集委員がその旨を著者に通知し、原稿の修正を求める。

第15条（受理または却下）

校閲の結果、「陸水物理学会誌」への掲載が適当であると判断された場合、担当編集委員は、編集委員長にその旨を報告し、受理を勧告する。編集委員長は、この勧告が適当と判断された場合、受理の手続きを行い、著者に通知する。

2 校閲の結果、投稿された原稿の「陸水物理学会誌」への掲載が不適当であると判断された場合、担当編集委員は、編集委員長にその旨を報告し、却下を勧告する。編集委員長は、この勧告が妥当と判断された場合、却下の手続きを行い、著者に通知する。

第16条（会誌への掲載）

校閲後の原稿は、編集委員会が体裁を整え、著者に校正を依頼する。

第17条（権利関係）

「陸水物理学会誌」に投稿・掲載された報文の著作権は学会に帰属する。

2 陸水物理学会は、著作権行使のひとつとして、著者により最終校正後直ちに電子媒体による全文公開を行う。

3 編集委員会は、投稿規程や執筆要領のいずれかの中で、著作権の帰属ならびに電子公開が行われることをあらかじめ著者に明示しなければならない。

4 著者は、投稿した時点で第1項に示された著作権の帰属について承諾したものとみなされる。

5 「陸水物理学会誌」に掲載された報文の一部の転載を外部から依頼された場合、その可否の判断ならびに許可は、学会の審議による。

第18条（経費の負担）

原稿が受理され発行される場合、著者は発行に至る諸費用は請求されない。

第19条（その他）

編集委員会は、投稿原稿作成の詳細について、投稿規程および執筆要領を作成し開示しなければならない。

2019年3月1日施行